

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 佐賀厚生年金 事案 1177 (事案 404 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月20日から同年12月25日まで

昭和18年4月に、A社B事業所(現在は、C社B事業所)に14歳で入社し、D業務に従事し、21年12月24日まで勤務していた記憶があったので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたが、平成21年7月に記録の訂正が必要とまでは言えない旨の通知を受けた。

しかし、昭和21年12月まで勤務していたことは、はっきりと記憶しているので、委員会の判断に納得できない。再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社が保管している在籍簿により、申立人が昭和18年4月12日から21年1月20日までA社に勤務していたことは確認できるものの、C社は、申立人が申立期間に在籍したことは確認できないとしていること、申立人は複数の同僚等を記憶しているが、聴取することができた同僚3人からは、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、改めて、昭和21年12月24日までA社に勤務していたのは確かであるので、再度審議してほしい旨申し立てているが、C社は、在籍簿によれば、申立人は、昭和21年1月20日までA社E事業所に在籍していたが、申立期間の在籍は確認できないと回答しており、申立人が申立期間においてもA社に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人は、前回の申立て時に、F申請時に添付したとする資料を提出しており、この中に、昭和20年9月15日から21年12月24日までA社G事業所に勤務していたとの記載があることから、申立人は、申立期間においても

同社に勤務していたとしているが、前述のとおりC社が保管する在籍簿の記録とは符合しておらず、申立人が申立期間において同社で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものとは認められない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1178 (事案 299 及び 423 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 13 日まで

A社とB事業所で働いていた申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、B事業所を退職後はすぐにC県に行き、会社に出向いて脱退手当金の受給手続を行った記憶は無かったので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが記録の訂正は認められなかった。

そこで、新たに当時一緒に働いていた同僚を思い出し、脱退手当金を受給しているか聞いてみたところ、絶対にもらっていないと言っていたので、再申立てを行ったが、平成 21 年 9 月 9 日付けで、前回と同様に記録の訂正は必要でない旨の通知が届いた。

しかし、私には脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、再度、調査をして記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられること、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されているが、申立期間より後の同記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されていることなど一連の事務処理に不自然さはうかがえないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てについて、申立人は、申立人が記憶する当時の同僚がい

ずれも脱退手当金を受給していないことを理由に申し立てたものの、当該同僚3人のうち2人は、B事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日において脱退手当金の受給権が無く、残りの一人は同資格喪失日において別事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、制度上脱退手当金を請求することができない者であったことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年9月9日付けの通知内容にどうしても納得できないとして、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。